

平成 2 1 年度芽室町各会計決算審査特別委員会議案

日時 平成 22 年 9 月 14.15.16.17 日 午前 9 時 30 分 ~
場所 本会議場

1 開 会

2 議 件

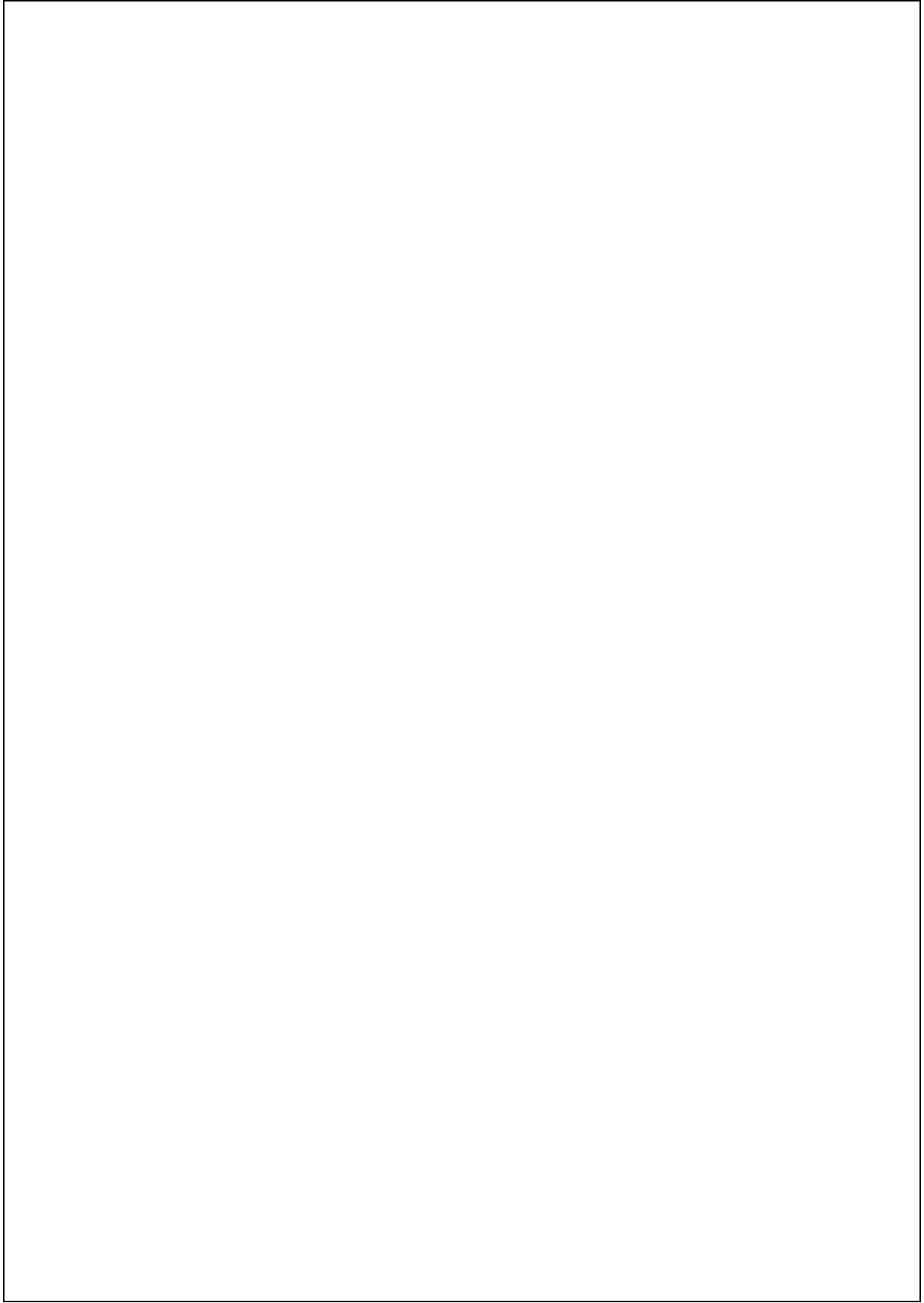
(1) 日程第 1 決算審査

平成 21 年度一般会計・8 特別会計・2 事業会計決算認定 11 件の審査

3 そ の 他

4 散 会 (閉会)

メ 毛



平成 2 1 年度芽室町各会計決算審査特別委員会審査日程

審 査 日	科 目 (款)
9 月 1 日 (水 曜)	正副委員長互選・審査日程及び審査要領
9 月 1 4 日 (火 曜) 9 時 3 0 分 ~	財政分析等の説明 一般会計 1 議 会 費 2 総 務 費 3 民 生 費 4 衛 生 費 5 農林産業費
9 月 1 5 日 (水 曜) 9 時 3 0 分 ~	6 商 工 費 7 土 木 費 8 消 防 費 9 教 育 費 1 0 公 債 費 1 1 諸 支 出 金 1 2 職 員 費 1 3 予 備 費
9 月 1 6 日 (木 曜) 9 時 3 0 分 ~	歳入全般 特別会計 (8 会計) 事業会計 (2 会計) 討論・採決
9 月 1 7 日 (金 曜) 9 時 3 0 分 ~	* 予備日

日程変更が考えられますので、説明員にあっては即対応できるよう願います。

芽室町各会計決算審査特別委員会審査要領

- 1 名 称 平成21年度芽室町各会計決算審査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び芽室町議会委員会条例第5条
- 3 目 的 平成21年度芽室町一般会計及び芽室町国民健康保険特別会計ほか7特別会計並びに芽室町上水道事業会計ほか1事業会計に対する決算審査
- 4 委員の定数 16人（議長・監査委員を除く）
- 5 審査要領等
 - (1) 議案の提案説明
始めに、平成21年度の普通会計の財政分析等の説明を受け、その後、一般会計から款ごとに区切り決算書及び成果の説明書を基に、担当課長職などから内容を要約して説明を受け質疑を行う。
 - ア 歳出関係
 - (ア) 新規事業（目的・成果等）
 - (イ) 当初の計画と考え方が変更になった事業（変更の理由・変更したことによる成果等）
 - イ 歳入関係
 - (ア) 歳出に準じて説明することとし、特に不納欠損、収入未済額の内容と理由及び督促等の対応策について説明するものとする。
- 6 質疑答弁の発言
 - (1) 会議規則などを準用し、質疑の方法については一般会計は一問一答、他の会計については一括質疑とする。
 - (2) 委員・答弁者とも起立のうえ発言する。
 - (3) 一般会計については、ページごとにその範囲を限定し、質疑答弁を行う。（広範囲にかかわる質疑についても、該当すると思われるいずれかのページで質疑を行うものとする。）
 - (4) 特別会計及び事業会計については、歳入・歳出一括して質疑答弁を行う。
- 7 説明・質疑等における説明員の出席範囲
説明及び質疑等のための出席委任に基づく出席範囲は係長職以上とする。

8 討論及び採決

全会計一括して討論及び採決を行うものとする。

9 その他

(1) 説明員の委員会出席

ア 説明員席への着席は、関係する課長職以下係長職までとし、質疑終了と同時に速やかに退席するものとする。

イ 課長職及び課長補佐職においては、職名札を持参のうえ議場に入るものとする。

(2) 提案説明及び質疑並びに答弁

ア 歳入歳出決算書 歳入歳出決算事項別明細書

(ア) 補正額(増・減)については、1件100万円以上で、特に説明が必要と認められるものについての説明とする(年度途中の新規事業・廃止事業等による補正も同様)。

(イ) 不用額については、1件100万円以上で、特に説明が必要と認められるものについての説明とする(事務経費の節減等による執行残については、説明はしないものとする。)

(ウ) 予備費の充用及び予算の流用(事務事業間など)については、1件50万円以上のものの説明とする。

(エ) 翌年度繰越額(継続費・繰越明許費等)については、金額を問わず説明するものとする。

(オ) 上記(ア)から(エ)に該当しない「目(事務事業)」については、特に説明を要しないものとする。(「特に説明事項はありません」などとする。)

(カ) 「項」の補正額、不用額、支出済額等は一切説明しないものとする。

イ 主要な施策の成果の説明

成果の説明書 ページ、「決算書上の事務事業 において新規に実施し・・・」等で始め、平成21年度実績にかかる事項について簡潔な説明とする。

ウ 説明、質疑及び答弁には、委員及び課長等は挙手のうえ、「委員長」と意思表示をし、委員長の指名後、委員にあつては「議席番号・氏名」を名乗り、職員にあつては「職名」を名乗り、簡潔な説明・質疑答弁に努めるものとする。

エ 課長補佐職、係長職が答弁する場合は、最初に課長職がその旨を意思表示をし、その後、課長補佐職・係長職が答弁するものとする。

オ 関連する課長職などは議場に入るものとする。